



地域安全ニュース

令和3年6月

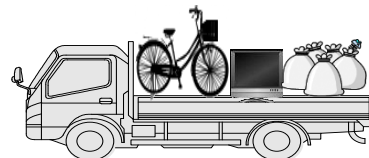


無許可の回収業者にご用心！

廃家電や粗大ゴミなど、不用品の処分に「無許可」の回収業者を利用して、トラブルに巻き込まれるケースが発生しています。

家庭用の廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物収集運搬業の許可」や委託が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では家庭用ゴミの回収はできません。

「無料回収」という甘い誘い文句に騙されるなど、悪質な業者の被害に遭わないよう、注意してください。



トラブル事例

- ☆ 不用品の無料回収のチラシを見て、業者に電話をして自宅に来てもらい、自転車等大型ゴミや衣類等の回収をしてもらったが、トラックに積み込んだ後、回収費用を請求された。
- ☆ 不用になった家電製品等を無料で回収するというアナウンスをしていたトラックを呼び止め、テレビの回収を依頼したところ、高圧的に回収費用を請求され、断り切れず支払った。
- ☆ チラシに「見積もり無料」とあったので、業者に見積もりを依頼し、料金を納得して回収を依頼したが、不用品を車に積み込んだ後、見積もりの倍額を請求された。

被害に遭わないためのポイント

- ☆ 無料回収などの甘い誘いに乗らない！
- ☆ 市区町村に不用品の正しい処分方法を確認する！
- ☆ 「一般廃棄物収集運搬許可」の有無を確認する！
- ☆ 「見積書」、「請求書」、「領収証」を確実に受領する！
- ☆ 即断せず周りの人に相談する！
- ☆ 回収業者とトラブルになれば110番通報する！



京都府警察本部 生活保安課
電話 075 - 451 - 9111

